

第7 階の算定について

1 消防法令上の階数の算定

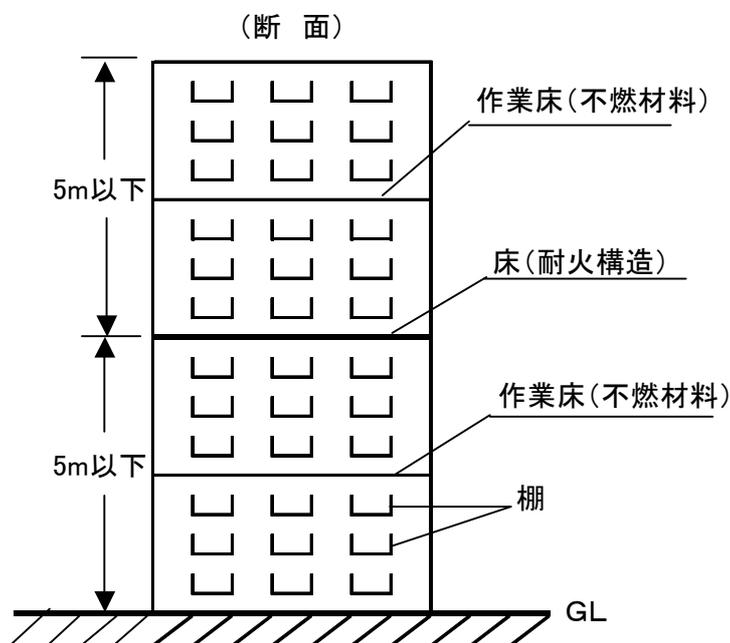
階数の算定は、下記の用途以外については、建基政令第2条第1項第8号によること。

- (1) 多層式倉庫（物品（危険物を除く。）を貯蔵するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が次に適合する場合は、作業床部分を階に算入しないことができるものであること。

ア 耐火構造であること。

イ 主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

ウ 階高（作業床を除く。）は、5 m以下であること。（第7-1図参照）



第7-1図

- (2) 棚式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該棚の外部にいて直接積にすることができるもの又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの。）は、次に適合する場合、全体で階数を1として取り扱うものであること。

ア 耐火建築物若しくは準耐火建築物としての構造を要求されるものについては、耐火建築物又は準耐火建築物で外壁を耐火構造としたものとし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。

イ 軒高が15 mを超えるものは、耐火建築物であること。

- (3) 次の各号に適合する吊上げ式車庫は、建基法第27条、第61条及び第62条の適用にあたって、全体で階数を1として取り扱うものであること。

ア 耐火建築物又は建基法第2条第9号の3ロに該当する準耐火建築物で外壁を耐火

構造としたもの。

イ 耐火建築物が密集している市街地内で他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から5m以下の距離に建築する場合には、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが1.5m以下の部分が耐火構造であること。

ウ 前イの場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、甲種防火戸が設けられていること。

エ 木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築物部分と一体に建築する場合は、当該既存の建築物又は他の部分とをイでいう他の建築物とみなしてイ及びウによること。

(4) 建基政令第46条第4項の規定に基づき木造の建築物にその階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合（昭和55年2月7日建設省住指発第24号）

2 消防用設備等の設置にあたっての階の算定

(1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定すること。

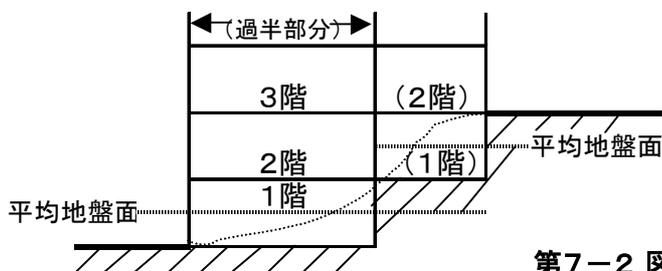
※ 一般的に棚と床の区別は

当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能から社会通念に従って判断すること。

(2) 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さが概ね1.5m以下（通常の姿勢で作業等ができない高さ）のものは、階数に算入しないものであること。

(3) 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

(4) 平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数が異なる場合は、過半数を占める部分の地盤面を平均地盤面として階数を算定するものであること。（第7-2図参照）



第7-2 図